

第 三 部

参 考 資 料 編

I 県民経済計算の目的等

1 県民経済計算の目的

●行財政や民間企業の各種目標や計画策定に資すること

静岡県経済の規模、構造、所得水準などについては、県民の関心が高いところであるが、特に行政や企業にとっては、事務・事業を推進する上で欠かすことのできない情報である。

これらの情報については、個々の統計で断片的に知ることはできても、全体としてとらえることができない。

県民経済計算は、経済の規模、構造、所得水準などを全体としてとらえるとともに、時系列的な変化や、国や他県との相対的地位を数値で明らかにすることにより、行財政の目標や計画の策定、民間企業の経営計画や販売計画の策定などに資することを主な目的にしている。

2 県民経済計算から分かること

- 一定時点での県経済の規模や構造等
- 県経済の規模や構造等の時系列での変化
- 県経済の相対的地位、格差、特徴

●一定時点での県経済の規模や構造等が把握できる

- ・ 一定時点における県経済の規模を全体として把握できる。
- ・ 付加価値の発生から分配、処分（支出）まで所得循環の構造を全体として把握できる。
- ・ 生産、分配、支出の内訳が項目別に明らかになることにより、寄与度など産業構造、分配構造、支出構造を把握できる。
- ・ 資本形成（投資）とその原資の調達先など資金循環構造を把握できる。

●県経済の規模や構造等の時系列での変化が把握できる

- ・ 経済成長率や一人当たりの県民所得の増加率などを時系列でとらえることにより、県経済の動向を知ることができる。
- ・ 県内総生産に占める産業別構成比を時系列でとらえることにより、産業別の発展動向を知ることができる。

●県経済の相対的地位、格差、特徴が把握できる

- ・県内総生産などを国や他県と比較することにより、相対的地位を把握することができる。
- ・県民所得など一人当たりの水準を国や他県と比較することにより、相対的地位や格差を把握することができる。
- ・産業別構成比を国や他県と比較し特化係数を求めるなどにより、産業構造の差や特徴を把握することができる。

<用語の説明>

「付加価値」…産出額から中間投入（原材料費等）を控除したものである。産出額は、生産者が事業所でモノを販売したときの市場価格（生産者価格）で評価する。県民経済計算では、総生産という言葉が付加価値の意味で使用しているので注意が必要である。

$$\text{〇総生産（付加価値）} = \text{産出額} - \text{中間投入}$$

3 県民経済計算の発展経緯

●鹿児島県が先駆け

県民経済計算は、敗戦後の経済の根本的立て直しのためには、統計に基づく科学的な施策の展開が必要という認識から、昭和22年に鹿児島県統計課長村田実氏が県民所得の推計を試みたのが先駆けといわれており、これにつれて多くの県で研究や試算が始められたものである。

●静岡県も鹿児島県に少し遅れて研究を開始

静岡県においても鹿児島県に少し遅れて研究が開始されたとされ、その成果は、昭和25年3月に「昭和23年静岡県民生産所得推計結果概要」として初めて公表された。研究成果はその後しばらく公表されなかったが、各界からの強い要望を受けて昭和28年1月に「昭和26年静岡県民所得推計結果報告書」が作成・公表された。これ以降、毎年作成・公表されて今日に至っている。

表1 昭和23年～昭和27年当時の県民所得

項 目	昭和23年	昭和24年	昭和26年	昭和27年
県民所得（百万円）	42,568	56,615	111,857	140,640
一人当たり県民所得（円）	17,684	22,920	44,716	55,478
静岡県人口（人）	2,407,102	2,470,000	2,501,500	2,535,053

注1：推計方法が異なるので現在と単純比較はできない。

注2：昭和24年の推計値は、昭和23年の推計値を簡易的に延長推計したもの。

注3：昭和25年は記録がない。

●推計方法は国が示す標準方式に準拠

県民所得推計は、各県が独自に始めたため推計方法がまちまちで、県間の比較や国との比較が困難であった。このため、国は、昭和 24 年、各県からの要望を受けてより積極的に推計方法の指導に乗り出し「県民所得推計試案」を作成した。

その後何回か改訂され、現在は、「県民経済計算標準方式（2015（平成 27 年）基準版）」（内閣府経済社会総合研究所）として示されている。

これは、国際基準(2008SNA)に基づいた国民経済計算の基本的考え方が援用されたものであり、各県ともこれに準拠して推計している。

<用語の説明>

「SNA」… **S**ystem of **N**ational **A**ccounts（国連勧告の国民経済計算体系）

2008SNA とは、平成 21(2009)年に国際連合により採択された国民経済計算体系のことである。

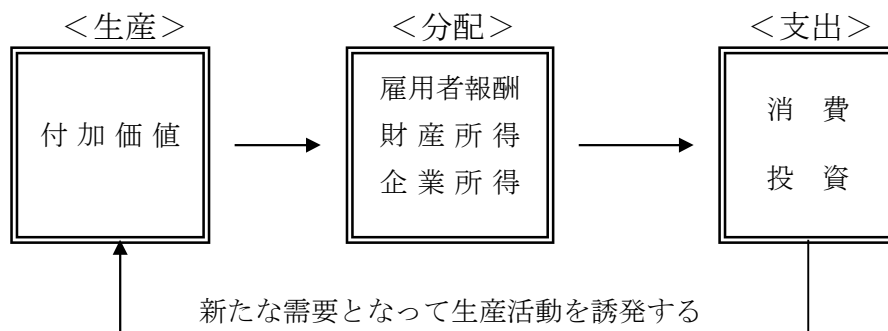
Ⅱ 県民経済計算の基本的な考え方

1 経済活動のとりえ方

●新たな付加価値の「生産」→「分配」→「支出」の循環ととらえている

我々の社会では、年々様々な種類の財貨やサービスが生産され、消費されているが、このような経済活動の総過程は、一つの循環の流れととらえるのが便利である。そこで、県民経済計算では、経済活動を財貨・サービスの生産、労働や資本など生産要素を提供した者への所得の分配、分配された所得による消費、投資といった支出、すなわち生産活動の結果生み出された新たな付加価値の「生産」→「分配」→「支出」の循環の流れととらえている。

図1 経済活動の循環



<用語の説明>

「生産要素」…企業が財やサービスを生産するのに必要な資本、労働、土地などのこと。コンピュータ会社でいえば、パソコン（資本）、プログラマーの労働（労働）、オフィスの物理的空間（土地）である。

2 経済活動の記録の仕方

●経済活動を取引ととらえ、勘定形式で記録している

経済活動の循環を記録する方法には、交流図、勘定形式、行列形式、さらには方程式体系などいろいろある。県民経済計算では、経済活動を「取引」ととらえ、その取引への参加者を「取引主体」とし、その取引を取引主体別に複式簿記に基づく勘定形式に記録している。

3 取引の分類

●モノの取引とカネの取引に分類

生産活動の結果生み出される付加価値は、財貨・サービスという実物としてのモノの側面と所得、金融というカネの側面の2面を持っており、県民経済計算は、取引をモノ（実物：財貨・サービス）の取引とカネ（所得、金融）の取引に分類している。

モノは、消費されるか又は次期以降の生産活動に備えて蓄積（固定資本形成、在庫品増加）という形で処分される。

カネは、資本、労働、土地という生産要素の提供者に雇用者報酬、地代、利子、企業所得などの形で分配され、さらに消費や設備投資などの支出に当てられる。

●フローとストックに分類

私たちの暮らし向きは、毎月の収入や支出だけでなく、どんなものをどれだけ持っているかに大きな影響を受けているので、住宅設備や企業設備など有形固定資産、株券や債券など金融資産をどれだけ持っているかを明らかにする必要がある。そこで県民経済計算は、取引をフロー（ある時点からある時点までの変動量）とストック（ある一定時点での存在量）に分類している。

4 取引主体の分類

●経済活動別分類（モノの生産面からの分類）

モノの生産面からの取引主体の分類を「経済活動別分類」という。

経済活動別分類は、県内にある実際の作業を行なう工場や事務所が基本単位となっており、同じ主産物を生産する事業所を一つの産業と分類する。

●制度部門別分類（カネの流れからの分類）

カネの流れからの取引主体の分類を「制度部門別分類」という。

独立した組織として所得の受払いや資産の保有、運用についての意思決定を行なう主体が基本単位となり、「非金融法人企業」「金融機関」「一般政府」「家計（個人企業を含む）」「対家計民間非営利団体」に区分される。

<用語の説明>

「一般政府」…一般政府とは、政府以外では効率的かつ効果的に供給されないような国家の治安や秩序の維持、経済厚生、社会福祉のためのサービスをいう。具体的には、中央政府（国出先機関）、地方政府（県、市町村）とそれらによって設定・管理されている社会保障基金（厚生年金、国民年金、労働保険、共済組合、健康保険組合など）などである。

なお、県民経済計算では、平成27年基準から中央政府等の扱いの変更により、制度部門別所得支出勘定における制度部門を「一般政府（地方政府等）」とし、その内訳は、地方政府（県、市町村）及び地方社会保障基金としている。

「対家計民間非営利団体」…利益追求を旨とすることなく、他の方法では提供しえない社会的、地域的サービスを、家計に提供する任意の団体を対家計民間非営利団体という。具体的には、宗教法人、社会福祉法人、学校法人、労働団体、政治団体などである。

5 評価基準

(1) 県内ベースと県民ベース

●県内ベースは属地主義、県民ベースは属人主義

県内ベースは、取引の発生場所が「県内」であること（属地主義）を基準にする評価基準で、モノ（財貨・サービス）の取引は、県内ベースによる。

県民ベースは、取引主体が「県民」であること（属人主義）を基準にする評価基準で、カネ（所得、金融）の取引は、県民ベースによる。

(2) 市場価格表示と要素費用表示

●「生産・輸入品に課される税（控除）補助金」を含むか含まないかの違い

市場価格表示とは市場取引における売買価格をいう。市場価格は、生産・輸入品に課される税分だけ高く、補助金分だけ低くなっている。生産要素に対して支払われた価格を正しく出すためには、生産・輸入品に課される税を控除し、補助金を加える必要がある。

$$\begin{aligned}\text{要素費用表示} &= \text{市場価格表示} - \text{「生産・輸入品に課される税（控除）補助金」} \\ &= \text{市場価格表示} - \text{生産・輸入品に課される税} + \text{補助金}\end{aligned}$$

(3) 名目と実質

●名目から物価変動の影響を除去したものが実質

名目は、その時点の価格で評価した値であり、物価の影響を含んでいるが、これを一定の基準年次の物価で評価し、物価変動の影響を除去したものが実質である。

(4) 総（グロス）と純（ネット）

●固定資本減耗を含むか含まないかの違い

企業設備の摩滅した価格分に資本の陳腐化と偶発損を併せたものを固定資本減耗という。生産物の評価にあたって、固定資本減耗を控除したものを「純（ネット）」といい、含むものを「総（グロス）」という。

$$\text{純（ネット）生産} = \text{総（グロス）生産} - \text{固定資本減耗}$$

Ⅲ 県民経済計算推計方法

以下は基本的な推計方法であり、部分的に異なった方法を用いている場合等もあります。

経済活動別県内総生産

項	目	推計方法	主な資料及び照会先
総生産額＝産出額（自社開発ソフトウェア、企業内研究開発R&Dを含む）－中間投入額（FISIM消費額、政府手数料を含む）			
1 農業	(1) 産出額 ア 農業 米麦生産業、その他の耕種農業、畜産業 イ 農業サービス業 全国産出額×従業者数対全国比 (2) 中間投入 産出額×国の中間投入比率	生産農業所得統計 経済センサス 内閣府資料 内閣府資料	
2 林業	(1) 産出額 ア 育林業 素材生産業の産出額×（「育林」の生産額×「素材」の生産額） イ 素材生産業 「生産林業所得統計」から林業産出額 (2) 中間投入 産出額×国の中間投入比率	県産業連関表 生産林業所得統計 農林業センサス 内閣府資料 内閣府資料	
3 水産業	(1) 産出額 ア 海面漁業、海面養殖業 「海面漁業・養殖業生産額」の生産額 イ 内水面漁業・内水面養殖業 生産量×単価 漁業種類・魚種別に推計 (2) 中間投入 産出額×国の中間投入比率	漁業生産額 漁業・養殖業生産統計 東京都中央卸売 市場年報 内閣府資料	
4 鉱業	(1) 産出額 全国産出額×従業者数対全国比 (2) 中間投入 産出額×国の中間投入比率	経済センサス 内閣府資料 内閣府資料	
5 製造業	(1) 産出額 ア 経済センサス活動調査・経済構造実態調査分 （製造品出荷額等－転売商品の仕入額＋製品半製品仕掛品在庫純増） ×年度換算比率 イ 公的企業分 営業収益 (2) 中間投入 ア 経済センサス活動調査・経済構造実態調査分 （原材料使用額等－製造等に関連した外注費－転売商品仕入額） ×年度換算係数＋政府手数料＋間接費＋FISIM消費額 ※間接費＝産出額×国の間接費比率 イ 国公営企業 物件費	経済センサス 経済構造実態調査 物価指数月報 鉱工業指数年報 内閣府資料 財政収支調査 経済センサス 経済構造実態調査 内閣府資料 財政収支調査	

項 目	推 計 方 法	主な資料及び照会先
6 電気・ガス・水道業・廃棄物処理業	(1) 産出額 ア 電気業 (ア) 発電部門 全国産出額×県発電金額の対全国比 (イ) 送電・配電部門 全国産出額×県消費電力金額の対全国比 イ ガス・熱供給業 営業収益 ウ 水道業 営業収益－受託工事収益－受水費 エ 廃棄物処理業 全国産出額×「従業者数×従業員1人当たり現金給与」の対全国比 (2) 中間投入 ア 電気業 産出額×中間投入比率 イ ガス・熱供給業 営業収益－（人件費＋営業損益＋減価償却費） ウ 水道業 県 営業費用－（減価償却費－給料－職員等手当等－賃金－法定福利費） 市町村 動力費＋修繕費＋材料費＋薬品費＋その他 エ 廃棄物処理業 産出額×中間投入比率	内閣府資料 電力調査統計表 財政収支調査 企業局決算書 市町村財政の状況 経済センサス 毎月勤労統計 内閣府資料 財政収支調査 企業局決算書 市町村財政の状況 内閣府資料
7 建設業	(1) 産出額 ア 建築工事、土木工事 建設投資推計額全国値×出来高ベース工事高県分比率 イ 補修工事 建築工事・土木工事の産出額×建設補修比率 (2) 中間投入 産出額×国の中間投入比率	建設投資見通し 建設総合統計 県産業連関表 内閣府資料
8 卸売・小売業	(1) 産出額 ア 卸売業 全国産出額×産業別卸売業年間販売額等の対全国比 イ 小売業 全国産出額×産業別小売業年間販売額等の対全国比 (2) 中間投入 産出額×中間投入比率	商業統計表 商業動態統計 四半期別法人企業統計 内閣府資料
9 運輸・郵便業	(1) 産出額 ア 鉄道業 (ア) J R 分 旅客・貨物各社の営業収入 (イ) 地方鉄道会社 各会社の営業収入 イ 道路運送業 (ア) 道路旅客業 バス 営業収入 タクシー・ハイヤー 営業収入 (イ) 道路貨物輸送業 全国産出額×貨物輸送トン数対全国比 ウ 水運業 (ア) 外洋輸送業 全国産出額×海上出入貨物全国比（輸出）	内閣府資料 鉄道統計 鉄道統計 運輸局資料 陸運統計要覧 内閣府資料 交通関連統計資料集 港湾統計 第三次産業活動指数

項 目	推 計 方 法	主な資料及び照会先
9 運輸・郵便業 (つづき)	(イ) 沿海内水面輸送業 全国産出額×「従業者数×従業員1人当たり現金給与」の対全国比 (ロ) 港湾運送業 全国産出額×海上出入貨物全国比(輸移出+輸移入) エ 航空運輸業 国内線 全国産出額×空港発人数対全国比 国際線 全国産出額×発便対全国比 オ その他の運輸業 (ア) 貨物運送取扱 全国産出額×「従業者数×従業員1人当たり現金給与」の対全国比 (イ) 倉庫業 全国産出額×保管残高対全国比 (ロ) こん包業 全国産出額×「従業者数×従業員1人当たり現金給与」の対全国比 (エ) 有料道路 道路公社(県道分) 営業収益 道路公団 料金収入 民間企業分 料金収入 (オ) 路外駐車場 全国産出額×駐車可能台数対全国比 (カ) 水運付帯サービス 全国産出額×「従業者数×従業員1人当たり現金給与」の対全国比 (キ) 航空施設管理(産業)・その他航空付帯サービス (ク) 旅行・その他の運輸付帯サービス 全国産出額×「従業者数×従業員1人当たり現金給与」の対全国比 カ 郵便業 全国産出額×従業者数対全国比 (2) 中間投入 産出額×国の中間投入比率 ※非市場生産者分は「19非市場生産者(政府)」を参照	内閣府資料 毎月勤労統計 経済センサス 港湾統計 内閣府資料 航空輸送統計 内閣府資料 内閣府資料 経済センサス 毎月勤労統計 内閣府資料 交通関連統計資料集 内閣府資料 経済センサス 毎月勤労統計 日本道路公団年報ほか 財政収支調査 内閣府資料 内閣府資料 自動車駐車場年報 内閣府資料 経済センサス 毎月勤労統計 内閣府資料 内閣府資料 経済センサス 毎月勤労統計 内閣府資料 経済センサス 毎月勤労統計 内閣府資料
10 宿泊・飲食 サービス業	(1) 産出額 全国産出額×「従業者数×従業員1人当たり現金給与」の対全国比 (2) 中間投入 産出額×国の中間投入比率	内閣府資料 経済センサス 毎月勤労統計 内閣府資料
11 情報通信業	(1) 産出額 ア 電信・電話業 (ア) 電信・電話業 固定電気通信業、移動電気通信、その他の電気通信業 全国産出額×電話発信回数の対全国比 (イ) その他の通信サービス業 全国産出額×「従業者数×従業員1人当たり現金給与」の対全国比 (ロ) インターネット附随サービス業 全国産出額×「従業者数×従業員1人当たり現金給与」の対全国比	内閣府資料 テレコムデータブック 内閣府資料 経済センサス 毎月勤労統計 内閣府資料 経済センサス 毎月勤労統計

項 目	推 計 方 法	主な資料及び照会先
11情報通信業 (つづき)	イ 放送業 (ア) 公共放送業 受信料×受信契約数の対全国比 (イ) 民間放送 放送収入＋制作収入＋番組販売収入－代理店手数料 (ウ) 有線放送 全国産出額×「従業者数×従業員1人当たり現金給与」の対全国比 ウ 情報サービス業 (4)映像・音声・文字情報制作業 全国産出額×「従業者数×従業員1人当たり現金給与」の対全国比 (2) 中間投入 産出額×国の中間投入比率	NHK年鑑 直接照会 内閣府資料 経済センサス 毎月勤労統計 内閣府資料 経済センサス 毎月勤労統計 内閣府資料
12金融・保険業	(1) 産出額 ア 金融業 (ア) 日本銀行 全国産出額×従業者数対全国比 (イ) 預金取扱機関 FISIM産出額(借り手側・貸し手側)＋受取手数料 借り手側FISIM産出額＝全国借り手側FISIM産出額×貸出金残高対全国比 貸し手側FISIM産出額＝全国貸し手側FISIM産出額×預金残高対全国比 受取手数料＝全国値×預金残高及び県貸出残高対全国比 (ウ) その他の金融機関 全国産出額×従業者数対全国比 イ 保険業 (ア) 生命保険 民間生命保険 全国産出額×保有契約高の対全国比 公的命保険 全国産出額×保有契約金額の対全国比 (イ) 年金基金 民間年金基金 全国産出額×加入者数の対全国比 公的年金基金 全国産出額×加入者数等の対全国比 (ウ) 非生命保険 民間非生命保険 各機関の産出額×分割比率の合計 (分割比率)保険料の対全国比、保険金の対全国比等 公的命保険 各機関の産出額の合計 定型保証 信用保証協会 業務費 住宅ローン保証を提供する機関 全国産出額×住宅・土地に係る負債額の対全国比 (2) 中間投入 産出額×国の中間投入比率	内閣府資料 経済センサス 内閣府資料 日本銀行統計 全国信用金庫概況 農林金融 内閣府資料 経済センサス 内閣府資料 生命保険事業概況 内閣府資料 内閣府資料 厚生年金保険・国民年金事 業年報 内閣府資料 国勢調査 内閣府資料 損害保険料率算出機構統計集 内閣府資料 市町村決算統計 直接照会 内閣府資料 全国消費実態調査 内閣府資料

項 目	推 計 方 法	主な資料及び照会先
17保健衛生・社会事業 (つづき)	(ウ) 社会福祉業 全国産出額×「従業者数×従業員1人当たり現金給与」の対全国比 イ 介護 介護給付・予防給付費用・市町村特別給付費用額 (2) 中間投入 産出額×国の中間投入比率 ※非市場生産者分は「19非市場生産者(政府)」及び「20非市場生産者(非営利)」を参照	内閣府資料 経済センサス 毎月勤労統計 介護保険事業状況報告 内閣府資料
18その他のサービス	(1) 産出額 ア 自動車・機械修理業 (ア) 自動車整備業 全国産出額×自動車保有車両数対全国比 (イ) 機械修理業 全国産出額×「従業者数×従業員1人当たり現金給与」の対全国比 イ 会員制企業団体、ウ 娯楽業、エ 洗濯・理容・美容・浴場業 およびオ その他の対個人サービス業 全国産出額×「従業者数×従業員1人当たり現金給与」の対全国比 (2) 中間投入 産出額×国の中間投入比率 ※非市場生産者分は「19非市場生産者(政府)」及び「20非市場生産者(非営利)」を参照	内閣府資料 交通関連統計資料集 内閣府資料 経済センサス 毎月勤労統計 内閣府資料 経済センサス 毎月勤労統計 内閣府資料
19非市場生産者 (政府)	政府サービスは、その消費者を特定できないので、生産コスト(雇用者報酬＋中間投入＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税)を産出額とみなす。	財政収支調査 歳入歳出決算書 市町村財政の状況
20非市場生産者 (非営利)	(1) 産出額 全国産出額×「従業者数×従業員1人当たり現金給与」の対全国比 (2) 中間投入 産出額×国の中間投入比率	内閣府資料 経済センサス 毎月勤労統計 内閣府資料
21企業内研究開発 のR&D産出額	全国産出額×「研究者・技術者数」の対全国比	内閣府資料 国勢調査
22自社開発ソフト ウェア産出額	国の産出額に占める国の自社開発ソフトウェア産出額の比×県産出額	内閣府資料
23輸入品に課せら れる税・関税	国の該当計数×経済活動別県内総生産の対全国比	内閣府資料
24(控除)総資本形 成に係る消費税	支出系列の消費税の仕入れにかかる控除分を生産系列からも同額控除する。	内閣府資料
25固定資本減耗	産出額×国の固定資本減耗比率	内閣府資料
26生産・輸入品に 課される税	国の該当計数×経済活動別県内総生産の対全国比	内閣府資料
27(控除)補助金	国の該当計数×経済活動別県内総生産の対全国比	内閣府資料

県民所得（分配）

項 目	推 計 方 法	主な資料及び照会先
1 県民雇用者報酬 (1) 賃金・俸給 ア 現金給与 (7) 農林水産業 a 農業 b 林業 c 水産業 d 有給家族従業者 (イ) 非農林水産業 イ 役員報酬 (給与・賞与) ウ 議員歳費等 エ 現物給与 オ 給与住宅差額家賃 (2) 雇主の現実 社会負担 (3) 雇主の帰属 社会負担 ア 退職一時金 イ 公務災害補償費 ウ その他	農家一戸当たり雇用労賃×農家戸数 (a) 国有林…県内営林署分を計上 (b) 民有林…林業純生産×林野面積の県別個人分割合×雇用労賃率 水産業純生産額×雇用労賃率 有給家族従業者 1 人当たり年間平均給与×有給家族従業者数 各産業別に推計 a 常用雇用者 常用雇用者数×常用雇用者 1 人当たり現金給与 b 臨時・日雇 臨時・日雇雇用者数×常用雇用者 1 人当たり現金給与 ×臨時・日雇賃金比率 常用雇用者 1 人当たり現金給与×役員給与格差×役員数 決算書による。 現金給与所得×現物給与比率 {市中平均家賃（1 カ月 1 m ² 当たり）－給与住宅家賃（1 カ月 1 m ² 当たり）} ×給与住宅数 ×給与住宅床面積×12 ヶ月 民間部分は、社会保険、社会保障制度の各決算書等の資料から推計し、その他の政府等に関する共済組合分は、財政収支調査または決算書による。 民間分は、名古屋国税局統計書等より推計。政府及び公的企業分は、照会調査または決算書より推計。	農林業センサス 財政収支調査 林家経営統計調査 毎月勤労統計調査 毎月勤労統計調査 内閣府資料 国勢調査 民間給与実態統計調査 経済センサス 内閣府資料 国勢調査 地方財政状況調査 内閣府資料 住宅土地統計調査 財政収支調査 県主管課資料 名古屋国税局統計書 財政収支調査 県主管課資料
2 財産所得 (1) 一般政府 ア 受取 イ 支払 (2) 対家計民間 非営利団体 ア 受取 イ 支払	財政収支調査、決算書、内閣府資料及び日本銀行統計により推計。 国の当該計数×対家計民間非営利団体従業者数対全国比 国の当該計数×対家計民間非営利団体従業者数対全国比	財政収支調査 県主管課資料 内閣府資料 日本銀行統計 内閣府資料 事業所企業統計 経済センサス

項 目	推 計 方 法	主な資料及び照会先
(3)家計 ア 利子 (ア)受取 a 一般預金利子 b 社内預貯金利子 c 有価証券利子 (イ)支払 a 消費者負債利子 b 持ち家の支払利子 c 農林水産業の支払利子 d 非農林水産業の支払利子 イ 法人企業の分配所得（受取） (ア)配当金 (イ)役員賞与 ウ 賃貸料 (ア)受取 a 土地 (イ)支払 a 土地 (a)農林水産業 (b)非農林水産業 (c)持ち家分 (d)その他 エ 保険契約者に帰属する財産所得	 国の当該係数×分割比率（県個人預貯金残高／全国預貯金残高） 国の当該係数×信託以外利子の分割比率 国の当該係数×個人預金残高対全国比 国の当該係数×分割比率 国の当該係数×分割比率 国の当該係数×分割比率 国の当該係数×分割比率 国の当該係数×分割比率 国の当該係数×分割比率 国の当該係数×分割比率－土地税 10アールあたり賃貸料×県借入耕地面積 持ち家のうち店舗・その他併用住宅で敷地が借地の戸数 ×1世帯あたり地代×修正倍率 持ち家のうち専用住宅で敷地が借地の戸数×1世帯あたり地代×修正倍率 国の当該係数×分割比率 国の当該係数×分割比率	 内閣府資料 国民経済計算年報 日本銀行統計 日本銀行統計 各種金融統計等 内閣府資料 国勢調査 内閣府資料 国税庁統計年報 事業所企業統計 経済センサス 内閣府資料 固定資産の価格等の概要調査 世界農林業センサス 住宅土地統計調査 家計調査 全国消費実態調査 内閣府資料
3 企業所得 (1) 民間法人企業所得 (2) 公的企業所得 (3) 個人企業所得 ア 農林水産業 イ その他の産業 ウ 持ち家（住宅所有による帰属分）	 企業所得＝民間法人企業所得＋公的企業所得＋個人企業所得 民間金融機関企業所得＋民間非金融法人企業所得 1 民間金融機関企業所得＝民間金融機関営業余剰＋純受取財産所得 2 民間非金融法人企業所得＝民間非金融法人企業営業余剰＋純受取財産所得 民間法人企業所得と同様 農林水産業＋その他の産業＋持ち家 農林水産業混合所得＋純受取財産所得 非農林水産業混合所得＋純受取財産所得 住宅自己所有による帰属営業余剰－財産所得の支払	

県内総生産（支出側）

項 目	推 計 方 法	主な資料及び照会先
1 民間最終消費支出	(1) 家計最終消費支出＋ (2) 対家計民間非営利団体最終消費支出	
(1) 家計最終消費支出	ア 全国消費実態調査による家計最終消費支出の推計 13目的別に二人以上世帯及び単身世帯別で推計 一世帯当たり消費支出額×世帯数 イ 直接推計による推計 全国消費実態調査では捕捉されていないSNA独自の概念による項目及び全国消費実態調査では的確に把握していないと考えられる項目 (ア) SNA独自の概念による項目 生命保険サービス、年金基金サービス、証券手数料、FISIM消費額 (イ) 国消費実態調査では的確に把握していないと考えられる項目 家賃(持ち家の帰属家賃を含む)、非生命保険サービス、自動車購入額、医療費(自己負担分)、介護費(自己負担分) ウ 国値分割による家計最終消費支出の推計 国の13目的別家計最終消費支出に自県分割合を乗じて、県の13目的別家計最終消費支出を推計 自県分割合＝ (1の自県分推計値＋2の自県分推計値) ／ (1の全県分推計値＋2の全県分推計値)	全国家計構造調査 家計調査 国勢調査 内閣府資料 住宅・土地統計調査 建築着工統計調査 消費者物価指数 家計調査 県産業連関表
(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出	非市場生産者（非営利）部門の産出額－財貨・サービスの販売 －自己勘定総資本形成（R&D）	内閣府資料
2 地方政府等最終消費支出	非市場生産者（政府）部門の産出額－財貨・サービスの販売 －自己勘定総資本形成（R&D） ＋現物社会移転	県主管課資料 照会資料
3 総資本形成	県内総固定資本形成＋在庫変動	
(1) 県内総固定資本形成	ア 民間 (ア) 住宅 全国住宅投資額×居住用建築物工事額の対全国比－公的住宅投資額 (イ) 企業設備 a 製造業 有形固定資産新規取得額（土地を除く） ＋建設仮勘定＋ソフトウェア及びR&D額 b その他の産業 県内総生産×国の比率 c 娯楽作品原本 国値×放送業等の売上額の対全国比 イ 公的 住宅、企業設備、一般政府に分け、さらに国、県、市町村の各機関別に推計。国及び社会保障基金関係については財政収支調査により、地方分については各種決算書等関係資料を参考に推計。企業設備及び一般政府についてはソフトウェア額及びR&Dを加算	国民経済計算年報 建設総合統計年度報 工業統計 経済センサス活動調査 内閣府資料 国民経済計算年報 地方財政統計年報 建築着工統計 財政収支調査 決算書
(2) 在庫変動	ア 民間企業 実質在庫変動×在庫変動デフレーター(年度平均) イ 公的企業 実質在庫変動×在庫変動デフレーター(年度平均)	国民経済計算年報 内閣府資料

項 目	推 計 方 法	主な資料及び照会先
4 財貨・サービスの 移出入(純)・ 統計上の不突合 (1)財貨・サービスの移出入(純)	財貨・サービスの移出－財貨・サービスの移入＋FISIM移出入（純） ア 財貨・サービスの移出 移出率×産出額＋準地域への移出（中央政府等最終消費支出） イ 財貨・サービスの移入 移入率×需要額（中間投入額＋民間最終消費支出 ＋一般政府最終消費支出＋県内総資本形成）	県産業連関表
(2)統計上の不突 合	県内総生産（生産側）－（民間最終消費支出＋地方政府等最終消費支出 ＋県内総資本形成＋財貨・サービスの移出入(純)）	
5 県外からの所得 （純）	県民所得（要素費用表示）－県内純生産（要素費用表示）	

Ⅳ 経済活動別分類

大分類	中分類	小分類	内容
農林水産業	農林水産業	農業	米麦生産業、その他の耕種農業、畜産業、農業サービス業
		林業	林業
		水産業	漁業・水産養殖業
鉱業	鉱業	鉱業	石炭・原油・天然ガス鉱業、採石・砂利採取業、その他の鉱業
製造業	食料品	食料品	畜産食料品製造業、水産食料品製造業、その他の食料品製造業、飲料製造業、たばこ製造業
	繊維製品	繊維製品	化学繊維製造業、紡績業、織物・その他の繊維製品製造業、身回品製造業
	パルプ・紙・紙加工品	パルプ・紙・紙加工品	パルプ・紙・紙加工品製造業
	化学	化学	基礎化学製品製造業、その他の化学工業
	石油・石炭製品	石油・石炭製品	石油製品製造業、石炭製品製造業
	窯業・土石製品	窯業・土石製品	窯業・土石製品製造業
	一次金属	一次金属	製鉄業、その他の鉄鋼業、非鉄金属製造業
	金属製品	金属製品	金属製品製造業
	はん用・生産用・業務用機械	はん用・生産用・業務用機械	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業
	電子部品・デバイス	電子部品・デバイス	電子部品・デバイス製造業
	電気機械	電気機械	産業用電気機械器具製造業、民生用電気機械器具製造業、その他の電気機械器具製造業
	情報・通信機器	情報・通信機器	通信機械・同関連機器製造業、電子計算機・同附属装置製造業
	輸送用機械	輸送用機械	自動車製造業、船舶製造業、その他の輸送用機械・同修理業
	その他の製造業	印刷業	印刷・製版・製本業
		その他の製造業	木材・木製品製造業、家具製造業、皮革・皮革製品・毛皮製品製造業、ゴム製品製造業、プラスチック製品製造業、その他の製造業
電気・ガス・水道・廃棄物処理業	電気・ガス・水道・廃棄物処理業	電気業	電気業
		ガス・水道・廃棄物処理業	ガス・熱供給業、上水道業、工業用水道業、廃棄物処理業、(政府) 下水道、廃棄物
建設業	建設業	建設業	建築業、土木業
卸売・小売業	卸売・小売業	卸売業	卸売業
		小売業	小売業
運輸・郵便業	運輸・郵便業	運輸・郵便業	鉄道業、道路運送業、水運業、航空運輸業、その他の運輸業、郵便業、(政府) 水運施設管理、航空施設管理
宿泊・飲食サービス業	宿泊・飲食サービス業	宿泊・飲食サービス業	飲食サービス業、旅館・その他の宿泊所
情報通信業	情報通信業	通信・放送業	電信・電話業、放送業
		情報サービス・映像音声文字情報制作業	情報サービス業、映像・音声・文字情報制作業
金融・保険業	金融・保険業	金融・保険業	金融業、保険業
不動産業	不動産業	住宅賃貸業	住宅賃貸業
		その他の不動産業	不動産仲介業、不動産賃貸業
専門・科学技術、業務支援サービス業	専門・科学技術、業務支援サービス業	専門・科学技術、業務支援サービス業	研究開発サービス、広告業、物品賃貸サービス業、その他の対事業所サービス業、獣医業、(政府) 学術研究、(非営利) 自然・人文科学研究機関
公務	公務	公務	(政府) 公務
教育	教育	教育	教育、(政府) 教育、(非営利) 教育
保健衛生・社会事業	保健衛生・社会事業	保健衛生・社会事業	医療・保健、介護、(政府) 保健衛生、社会福祉、(非営利) 社会福祉
その他のサービス	その他のサービス	その他のサービス	自動車整備・機械修理業、会員制企業団体、娯楽業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の対個人サービス業、(政府) 社会教育、(非営利) 社会教育、その他

V 用語の解説（五十音順）

域内・域外

県民経済計算で、平成 27 年基準から中央政府等の扱い変更により新たに取り入れられた、制度単位による概念的な区分です。「域内」は、自県の制度部門（地方政府等、非金融法人企業、金融機関、家計、対家計民間非営利団体）が所在するとする概念上の地域であり、「域外」は、他県の制度部門及び中央政府等（中央政府、全国社会保障基金）が所在するとする概念上の地域（準地域）です。中央政府等の活動は、一国全体に及び、そのすべての地域に配分することはできないため、どの地域にも属さない地域（準地域）に位置づけ、「域外」に含まれます。

一般政府

一般政府とは、非市場生産を行う公的機関のことであり、中央政府（中央省庁、国の出先機関、独立行政法人等）、地方政府（県、市町村）及びそれらによって設定、管理されている社会保障基金（全国・地方）が該当します。

公的機関であっても市場生産を行う場合は「非金融法人企業」や「金融機関」に、非市場生産を行っていても民間の機関である場合は一般政府ではなく「対家計民間非営利団体」に分類されます。例えば、県の上水道事業は公的機関ですが、市場生産を行っているとみなされるため、「非金融法人企業」に分類されます。また、学校は非市場生産者ですが、私立学校は公的機関ではないので、「対家計民間非営利団体」です。

一般政府は、生産活動により産み出された付加価値のうち「生産・輸入品に課される税（控除）補助金」を受け取ります。また、所得支出勘定では、「所得・富等に課される経常税」を受け取る唯一の部門です。

なお、県民経済計算では、平成 27 年基準から中央政府等の扱い変更により、制度部門別所得支出勘定における制度部門を「一般政府（地方政府等）」とし、その部門内訳は、地方政府（県、市町村）及び地方社会保障基金としています。

営業余剰・混合所得

生産活動により産み出された付加価値のうち、市場生産者（非金融法人企業、金融機関、家計のうち個人企業）の生産活動の貢献分であり、市場生産者の所得となります。営業余剰と混合所得に分けられます。

法人企業であれば、生産活動によって得られた利益は、企業で働く労働者の取り分となる部分（給料等）と、企業の取り分となる部分（企業会計上の営業利益等）に分けられます。営業余剰は、企業の取り分となる部分です。

これに対し、個人企業の場合、法人企業とは異なり、事業主や家族労働者個人（労働者）としての取り分と、企業としての取り分を明確に分けることが困難なので、営業余剰とは区別して「混合所得」と呼んでいます。

県民経済計算では、県内総生産から「固定資本減耗」、「生産・輸入品に課される税（控除）補助金」及び「県内雇用者報酬」を差し引くことによって営業余剰・混合所得を求めています。

家計

家計とは、制度部門のひとつで、基本的には生産を行わない主体です。ただし、生産を行う「個人企業」が含まれているため注意を要します。

家計は、生産活動により産み出された付加価値のうち雇用者報酬（及び個人企業として営業余剰・混合所得）を受け取り、最終消費支出（及び個人企業として総資本形成）を行います。

企業所得

営業余剰・混合所得に企業部門（非金融法人企業、金融機関、家計のうち個人企業）の財産所得の受取を加算し、支払を控除したもので、企業会計上の経常利益に近い概念です。家計のうち個人企業については、財産所得のうち「その他の利子」と「賃貸料」の支払が該当します。

企業所得＝営業余剰・混合所得＋企業部門の財産所得の受取－企業部門の財産所得の支払

帰属家賃

帰属家賃とは、自己で所有しているため家賃の受払を伴わない住宅（持ち家）や、雇主からの補助として家賃が安く設定されている住宅等（給与住宅）について、通常の賃貸住宅と同様の家賃が発生するとみなす、計算上の家賃です。持ち家の住宅等は、実際には家賃を支払っていなくても、そこで暮らすための生活環境を「サービス」として享受していることから、帰属家賃という項目で県民経済計算に計上されています。帰属家賃には、「持ち家の帰属家賃」と「給与住宅差額家賃」があります。持ち家の帰属家賃とは、自己所有の持ち家について計算した帰属家賃です。給与住宅差額家賃とは、給与住宅に実際に支払われた家賃と、その住宅が通常の賃貸住宅だった場合の家賃（市場評価額）との差額です。

金融機関

金融機関とは、制度部門のひとつで、金融仲介業を主な業務とする市場生産者です。民間企業か公的機関であるかにかかわらず、金融仲介業を主な業務としていれば金融機関に分類されます。経済活動別分類の「金融・保険業」に当たります。

金融機関の具体的な例として、銀行（ゆうちょ銀行含む）、投資信託、生命保険・損害保険等の保険会社のほか、企業年金の運用主体等が該当します。ただし、「年金」や「保険」という名前でも、「厚生年金」「国民年金」や「健康保険」「労働保険」のような、政府が運営する強制加入のものは金融機関ではなく一般政府（社会保障基金）であり、経済活動別分類では「公務」に該当します。

経済活動別分類と制度部門別分類

県民経済計算においては、実物と金融の2分法に従って2種類の取引主体分類がとられている。その1つが財貨サービスの流れ（実物フロー）に関与する主体の分類であり、経済活動別分類と呼んでいる。もう1つは資金の流れ（金融フロー）をとらえる主体の分類であり、制度部門別分類と呼んでいます。

経済活動別分類においては、取引主体を財貨・サービスの生産及び生産技術の同質性に着目した分類となっており、「農林水産業」、「製造業」、「建設業」等の16に区分される。一方、制度部門別分類においては、独立して所得の受払いや財産の所有運用に関する意思決定を行う制度的単位によって分類されており、「非金融法人業」、「金融機関」、「一般政府」、「対家計民間非営利団体」および「家計」の5つに区分しています。「家計」は、非金融個人企業も含んだ概念です。

経済成長率

県経済の成長を包括的に表示するものであって、県内総生産（生産側）（＝県内総生産（支出側））の対前年度増加率のことです。その年度の市場価格で表示する名目値と、物価変動による影響を除いた実質値の2種類があります。

経常移転

移転とは法律、契約などに基づき、または任意で財貨・サービスの見返りなしに支払いを行うことです。経常移転には、財産所得（利子、配当、賃貸料）、間接税、補助金、純保険料、保険金、直接税、罰金、社会保障移転（社会保障負担、社会保障給付、社会扶助金）、その他（家族への仕送り、慶弔金、御布施、党費など）があります。

現実社会負担と帰属社会負担

社会負担には、雇主の社会負担と雇用者の社会負担があります。このうち、雇主の社会負担は現実社会負担と帰属社会負担とに分かれています。

「現実社会負担」は、雇主によって直接社会保障基金や年金基金に支払われるもので、社会保険や企業年金などが該当します。「帰属社会負担」は、社会保障基金や年金基金に含まれない退職一時金や公務災害補償など雇主自身の源泉から給付が行われるもので、現実社会負担のように負担の支払がなされているわけではないが、給付額と同額を雇主の社会負担として帰属させることから、帰属社会負担と言われています。

県内概念と県民概念

県民所得を把握する場合、県内（属地）概念と県民（属人）概念とがあり、いずれの概念を基礎とするかによって県民所得の意味と大きさが異なります。

「県内概念」とは、県内で生み出された所得を、その生産に携わった者の居住地の如何を問わずに把握するものであります。一方、「県民概念」とは、県内に居住している県民によって生産された価値を県民所得とし、生産される地域が県内か県外かを問いません。この場合の居住者は、自然人だけでなく、法人企業、政府機関などの経済主体全般に適用される基準概念です。法人等は事業所の所在によって区分されます（事業所主義）。

県内総生産（生産側）

1年間に県内で生じた付加価値を、生産（供給）側から表したものです。経済活動別に産出額と中間投入額を推計し、その差額として付加価値（総生産）を求めています。主要系列表では総生産のみを表示していますが、付表では産出額、中間投入額及び付加価値の内訳を表示しています。

県内総生産（支出側）

1年間に県内で生じた付加価値を、支出（需要）側から表したものです。県内の生産活動により産み出された財・サービスが、どの経済主体にどれだけ需要されたのかを示しており、最終消費＋総資本形成＋移出入（純）＋統計上の不突合で求められます。中間消費は県内総生産（支出側）に含まれないので、付加価値の合計と等しくなります。

なお、平成27年基準から中央政府等の扱い変更により、政府最終消費支出は地方政府等の分のみ「地方政府等最終消費支出」として表章することとし、中央政府等の分の政府最終消費支出は移出として記録することとなりました。

現物社会移転

一般政府の最終消費支出は、個別消費支出と集合消費支出に分けられる。前者は、教育、保健等の個別サービス活動に関する消費支出であり、一般政府から家計への現物社会移転となります。後者は、防衛、外交等の社会全体に対するサービス活動に関する消費支出をいう。また、対家計民間非営利団体は個別サービスのみを提供することから、その最終消費支出の全額が家計への現物社会移転となります。

県民可処分所得

「可処分所得」とは、自分の意志で処分（使用）できる所得のことです。家計でいえば、雇用者報酬や財産所得として得た所得（県民所得に相当）に、年金等の給付分を加え、税金や保険料等の支払いを控除（経常移転（純）に相当）したものです。

家計だけでなく、全ての制度部門の県民所得（要素費用表示）に「生産・輸入品に課される税（控除）補助金（地方政府）」と「経常移転の受取（純）」を加えたものが、「県民可処分所得」、つまり県民全体の処分可能な所得です。

なお、県民可処分所得から最終消費支出（民間最終消費支出及び地方政府等最終消費支出）を差し引いたものが「県民貯蓄」です。

県民所得（要素費用表示）

生産活動により産み出された付加価値を、県民に発生した所得の面から集計したものです。ここでのいう「県民」には個人だけでなく企業も含み、雇用者報酬、財産所得（非企業部門）、企業所得の合計で表されます。

なお、「県民所得（要素費用表示）」には、付加価値のうち、生産・輸入品に課される税（控除）補助金と固定資本減耗は含んでいません。このため、単に「県民所得」という場合「要素費用表示」の県民「純」所得を表しています。

そして、「県民所得（要素費用表示）」に「生産・輸入品に課される税（控除）補助金（地方政府）」を加えたものを「県民所得（第1次所得バランス）」といいます。

公的企業

公的企業とは、公的に所有あるいは支配されている企業で、公法等により法人格をもつ公的法人企業、および生産する財貨・サービスを市場で販売する非法人政府事業体（特別会計）からなり、経済活動別分類では、生産主体として「産業」に位置づけられます。

具体的には、いわゆる現業、公団、公庫、日本銀行、資金運用部特別会計などのほか、地方政府では、公共下水道を除く公営企業会計、収益事業会計、道路公社、土地開発公社、住宅供給公社などがこれにあたります。

固定資本減耗

固定資本減耗は構築物、設備、機械等再生産可能な固定資産（有形固定資産、無形固定資産）について、通常の摩耗及び損傷（減価償却）、予見される滅失、通常生じる程度の事故による損害等（資本偶発損）からくる減耗分を時価評価した額であり、固定資産を代替するための費用として総生産の一部を構成するとともに資本調達勘定に計上されます。

社会資本、受注型ソフトウェア及び自社開発ソフトウェアについても、固定資本減耗を計上します。

雇用者報酬

雇用者報酬とは、雇用者の仕事に対する報酬として、企業によって雇用者に対して支払われた現金または現物による報酬の総額を指し、社会保障、民間年金、損害保険、生命保険等の雇主負担額を含みます。

ここで雇用者とは、法人企業、政府、非営利団体の活動に従事する全ての者と、非法人企業の活動に従事する者のうち、個人業主と無給の家族従業者を除く全ての者であります。したがって、法人企業の役員や特別職の公務員・議員・委員なども雇用者とされます。

財貨・サービスの移出入（純）

県内居住者と県外居住者との間で行われる財貨・サービスの取引です。「移出」から「移入」を差し引いて求めます。移出とは、県内の生産物のうち県外に需要された分で、移入とは、県内需要のうち他県から需要している分です。県民経済計算の生産系列では、「（需要された場所にかかわらず）県内で生産されたもの」を推計の範囲としています。

一方、支出系列は「（生産された場所にかかわらず）県民が需要したもの」を推計の範囲としています。そのため、移出は生産系列の県内総生産には含まれていますが、支出系列の最終消費支出、総資本形成には含まれていません。また、移入は、支出系列の最終消費支出、総資本形成に含まれていますが、生産系列の県内総生産には含まれていません。支出側の推計範囲を生産系列に合わせるため、支出側において移出を加算し、移入を控除しています。

なお、平成 27 年基準から中央政府等の扱い変更により、政府最終消費支出のうち中央政府等の分を移出として記録しています。

在庫変動

「在庫」とは、固定資産と並ぶ生産資産の一形態で、当期あるいはそれ以前の会計期間に出現した財貨・サービスのうち、その後の会計期間において販売、生産等のために使用することを目的として保有されるものを指します。「在庫」には、製品、仕掛品、原材料や、卸小売業が所有する流通品といった棚卸資産のほか、仕掛工事中の重機械器具、商品用に飼育されている家畜も含まれます。

「在庫変動」は、生産者が所有する「在庫」の今期末残高と前期末残高の差によって求めます。今期末残高の方が高ければプラス、前期末残高の方が高ければマイナスの値となります。

財産所得

財産所得とは、ある経済主体が所有する金融資産、土地および著作権・特許権などの無形資産を他の経済主体に使用させたときにその結果として生じる所得のことであり、「利子」、「法人企業の分配所得」、「保険契約者に帰属する財産所得」、「賃貸料」に分類され、各制度部門の受取、支払側に記録されます。

市場価格表示と要素費用表示

市場価格表示とは、文字どおり市場で取引される価格による評価方法であり、生産段階では生産者価格が、他の取引段階では購入者価格が用いられます。一方、要素費用表示とは、生産のために必要とされる労働や資本等の要素費用（雇用者報酬、営業余剰等）によって測定する評価方法であります。市場価格と要素費用との評価の差は、生産・輸入品に課される税（控除）補助金に等しい。

社会保障基金

社会保障基金とは、社会全体あるいは大部分を対象として社会保障給付を行うことを目的とし、政府の強い監督や資金援助を受けている組織で、法律により加入が義務づけられていること、掛金の負担が強制的であること、負担と給付がリンクしていない（積立方式で運営されていない）こと、の条件を満たすものです。国の社会保険特別会計（厚生年金、国民年金、労働保険、船員保険）、共済組合（国家および地方公務員等共済組合等）および健康保険組合などが該当します。

主要系列表

県民経済計算を、各産業部門の生産活動によって、新たに付加された生産物の価値としてとらえたのが生産系列、この生産活動に参加した諸要素に配分された形でとらえたのが分配系列、消費や投資にどのように支出されたかをとらえたのが支出系列であり、これら三面は等価であります（三面等価の原則）。

所得・富等に課される経常税

所得・富等に課される経常税は①所得に課される税および②その他の経常税からなり、前者は労働の提供や財産の貸与、資本利得等の様々な源泉からの所得に対して公的機関によって定期的に課される租税（所得税、法人税、都道府県民税〔所得割、法人割〕等）であり、後者は、自動車重量税、自動車税、都道府県民税（均等割）等であります。

生産・輸入品に課される税

生産・輸入品に課される税とは、①財貨・サービスの生産、販売、購入または使用に関して生産者に課される租税で、②税法上損金算入を認められ、③その負担が最終購入者へ転嫁されるものであります。

これは生産コストの一部を構成するものとみなされる点で所得・富等に課される経常税と区別される。例としては、消費税、関税、酒税等の国内消費税、不動産取得税、印紙税等の取引税、事業税、固定資産税、企業の支払う自動車税などがあげられる。住宅（含む土地）に対する固定資産税も、帰属家賃の一部を構成するとみなされ生産・輸入品に課される税として扱われます。

制度部門別分類

制度部門別分類は、経済活動を行う主体の分類です。生産を行うか、市場生産であるか等の違いにより、「非金融法人企業」、「金融機関」、「一般政府」、「家計」、「対家計民間非営利団体」の5部門に分類されます。

なお、平成27年基準から中央政府等の扱い変更により、分配系列での制度部門別所得支出勘定の一般政府の推計対象範囲は、地方政府等に変更となったため、制度部門名も「一般政府」から「一般政府（地方政府等）」に変更となり、中央政府等を含んでいません。

政府最終消費支出

県民経済計算では、県という行政区域内に所在する政府諸機関や社会保障団体などを政府サービスを提供する生産者としてもとらえ、生産された政府サービスは、一部を除き、政府自ら消費するものとし、政府最終消費支出として計上します。

なお、平成27年基準から中央政府等の扱い変更により、政府最終消費支出は地方政府等の分のみ「地方政府等最終消費支出」として表章することとし、中央政府等の分の政府最終消費支出は移出として記録するよう変更となりました。

総資本形成

総資本形成とは、資本を購入することです。資本とは、期間内（県民経済計算では年度内）に使用し尽くさない財・サービスです。使用し尽くす財・サービスの購入は「消費」です。例えば、企業が購入した機械を1年より長く使用する場合や、製品の原料を次年度に持ち越す場合が総資本形成です。なお、購入した時点で総資本形成を行ったとされます。この例では、企業が、1年以上使用する機械を購入すること、次年度に持ち越す原料を購入することが総資本形成です。

総資本形成は、総固定資本形成と在庫変動に分けられます。総固定資本形成と在庫変動の違いは、その財が固定資本減耗を発生させるか（1回で使い切るか）どうかです。固定資本減耗を発生させる（1回で使い切らない）財の購入は総固定資本形成、固定資本減耗を発生させない（1回で使い切る）財の購入は在庫変動に分類されます。

対家計民間非営利団体

対家計民間非営利団体とは、利益を追求せず、他の方法では提供しえない社会的、地域的サービスを家計に提供する特定の目的を遂行するために集まった任意の団体のことでもあります。通常その活動は、会費、寄付金、財産所得によってまかなわれています。宗教法人、社会福祉法人、学校法人、労働団体、政治団体などがこれにあたります。

中間投入

生産の過程で原材料・光熱燃料・修繕費等として投入された財・サービスをいいます。産出額からこの中間投入を差し引いたものが県内総生産です。なお、中間投入は、生産をするための消費（中間消費）と同じものを指します。

貯蓄

貯蓄は、各部門の要素所得（県民雇用者報酬、営業余剰・混合所得）の受取りや各種の経常移転の受取りからなる経常的收入から、消費支出や各種の経常移転支払いからなる経常的支出を差し引いた残差として定義され、固定資本減耗を含む「総」ベース、これを含まない「純」ベースの両方で表されます。したがって貯蓄は、所得支出勘定（所得の使用勘定）のバランス項目であり、資本蓄積のための原資として資本調達勘定に受け継がれます。

デフレーター

総合的な物価水準を表す価格指数です。ある年を基準（100）とし、その年からの物価の変動を表しています。100より大きい場合は、基準となる年より物価が高く、100より小さい場合は、基準となる年より物価が低いことを表しています。このデフレーターで各年度の名目値を除すと、物価変動の影響を除いた実質値を算出できます。

統計上の不突合

県内総生産の生産側と支出側は、理論上一致すべきものですが、推計方法の違いや基礎資料の制約により、推計値の不一致が生じます。統計上の不突合は、この不一致の整合性を図るために設けられています。

国民経済計算では統計上の不突合を生産側に計上していますが、県民経済計算においては支出側に計上しています。これは、都道府県単位では支出側に比べて生産側の基礎資料が充実しているなど、生産側の精度が高いとされているからです。

非金融法人企業

非金融法人企業とは、制度部門のひとつで、市場生産者のうち、「金融機関」と「家計（個人企業）」に該当しないものです。一般的な株式会社や、公的な企業の大多数がこの制度部門に該当します。ただし、銀行等の金融仲介業を主な活動としている企業や、個人企業は該当しません。

1 人当たり県民所得

「県民所得（要素費用表示）」を、県の総人口で単純に除したものが「1 人当たり県民所得」です。

なお、「1 人当たり県民所得」には、個人の所得となる年金や生活保護費等の社会保障関係費、土地などの譲渡所得などが含まれない一方、民間法人企業の企業所得、地方政府等の財産所得、持ち家の帰属家賃などが含まれるので、いわゆる「個人所得」とは異なるものであり、経済活動を表わす一つの指標として示しているものです。

補助金

補助金は、政府から企業に対して財・サービスの市場価格を低下させることを目的として、企業の経常費用を賄うために給付される全ての経常的交付金であります。

主として価格調整費、利子補給金、企業会計繰出金のうち経常損失を補てんする繰出金、試験研究費補助金、その他の産業振興費および運営費補助費等からなっています。

民間最終消費支出

家計最終消費支出と対家計民間非営利団体最終消費支出の合計です。

名目と実質

県民経済計算は、その評価基準として当該年度の時価を採用しています。このため、各年次の計数には、物量的な増減分のみでなく物価変動から生じた見かけ上の増減分も含まれています。

このような名目ベースでは経済の実質的（物量的）な発展や成長がつかめないため、一定の基準年次の価格体系を評価基準とする、すなわち物価変動分を除去して実質ベースで推計します。

要素費用表示

要素費用表示とは、生産に必要とされる要素に対して支払われた費用で価格を表すことです。「生産に必要とされる要素に対して支払われた費用」とは、県民経済計算では営業余剰・混合所得、固定資本減耗、雇用者報酬です。これらの合計を、要素費用表示の県内総生産といいます。

なお、県民所得は固定資本減耗を含まないので、営業余剰・混合所得と雇用者報酬の合計です。

また、実際に市場で取引される価格で表すことを市場価格表示といい、この市場価格表示から生産・輸入品に課される税（控除）補助金を除くと要素費用表示になります。

F I S I M （間接的に計測される金融仲介サービス） （FISIM = Financial Intermediation Services Indirectly Measured）

金融仲介機関による明示的には料金を課さないサービスの価額を、金融仲介サービスの参照金利（コールレート、国債利回りなどのリスクフリーレート）と預金金利、貸出金利との差により間接的に計測し、推計するものです。

令和４年度静岡県の県民経済計算

令和７年９月 発行

編集・発行 静岡県 企画部 統計活用課

連絡先 電話 054-221-2298

FAX 054-221-3609

E-mail: toukei_katsuyo@pref.shizuoka.lg.jp